

# 鳥取縣公報

昭和二十六年八月二十四日  
第二千二百三十八号  
金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

## 告示

◇鳥取縣告示第三百八十二号

次の者を氣高郡日置谷村耕地整理組合長に選任すること  
を昭和二十六年八月十四日認可した。

昭和二十六年八月二十四日  
鳥取縣知事 西尾愛治

氣高郡日置谷村大字奥崎二百十五番地  
山本壽延

◇鳥取縣告示第三百八十三号

造林臨時措置法（昭和二十五年法律第五十号）第十條の規定により次の通り造林地を指定した。  
昭和二十六年八月二十四日

鳥取縣知事 西尾愛治

番号	造林地の所在	地目	積	造林地指定年月日	備考
1	東伯郡以西村大父字大山家一、〇二三ノ八三	山林	一反五畝歩	昭和二十六年八月	日 小椋 傳重
2	〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃	一反歩	〃	〃 小椋 鉄藏
3	〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃	二反五畝歩	〃	〃 前田 栄一



